

対馬市

障害福祉のしおり

(令和7年度版)



対馬市福祉事務所 福祉課

電 話 0920-58-1119

〒817-1292
対馬市豊玉町仁位380番地

このしおりは、障害のある方が利用できる制度・施設・相談先など様々な情報を掲載しています。

- ・この手帳でどんなサービスが利用できるのかな？
- ・手帳を持っていることで、どんなメリットがあるの？

など、何をすれば良いのか、どこに相談したら良いのか、困った時にご覧ください。



目次

1. 障害者手帳	-----	1
①身体障害者手帳		
②療育手帳		
③精神障害者保健福祉手帳		
2. 医療費の給付・助成	-----	4
①福祉医療費		
②自立支援医療（更生医療）		
③自立支援医療（育成医療）		
④自立支援医療（精神通院医療）		
3. 補装具	-----	8
①補装具		
②軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業		
4. 地域生活支援事業	-----	10
①日常生活用具・・・日常生活に必要な用具を給付します		
②重度障害者等住宅改修・・・住宅改修費を給付します		
③相談支援事業・・・困ったときにお話を伺います		
④成年後見制度利用支援事業・・・成年後見人制度の利用する際の費用を助成します		
⑤意思疎通支援事業・・・耳が不自由な方のお話のお手伝いをします		
⑥手話奉仕員養成研修事業・・・手話を学びましょう		
⑦移動支援事業・・・外出のお手伝いをします		
⑧地域活動支援センター事業・・・創作的活動を行い、交流しましょう		
⑨訪問入浴サービス事業・・・入浴のお手伝いをします		
⑩日中一時支援事業・・・家族が留守のときに施設で過ごしましょう		
⑪障害者自動車運転免許取得助成事業・・・運転免許の取得費用を助成します		
⑫身体障害者自動車改造助成事業・・・自動車改造の費用を助成します		
5. 障害福祉サービス	-----	14
①障害福祉サービス		
②障害児通所支援		

6. 手当や障害年金等 ----- 19

- ①特別障害者手当
- ②障害児福祉手当
- ③特別児童扶養手当
- ④児童扶養手当
- ⑤障害基礎年金
- ⑥障害厚生年金
- ⑦心身障害者扶養共済

7. 税の控除・減免 ----- 23

- ①所得税の障害者控除
- ②住民税（市県民税）の障害者控除
- ③障害者控除の対象者認定
- ④相続税の障害者控除
- ⑤自動車取得税・自動車税・軽自動車税

8. 公共料金などの割引、その他の制度 ----- 26

- ①NHK放送受信料の免除
- ②CATV施設使用料
- ③有料道路通行料の割引
- ④公共交通料金の割引
- ⑤長崎県おもいやり駐車場制度
- ⑥ヘルプマーク
- ⑦福祉のまちづくり推進事業
- ⑧携帯電話の障害者割引サービス
- ⑨対馬市小児慢性特定疾病児童等島外通院交通費助成事業

9. その他 ----- 31

- ①対馬障害者就業・生活支援センター
- ②障害者相談員
- ③窓口一覧

1. 障害者手帳

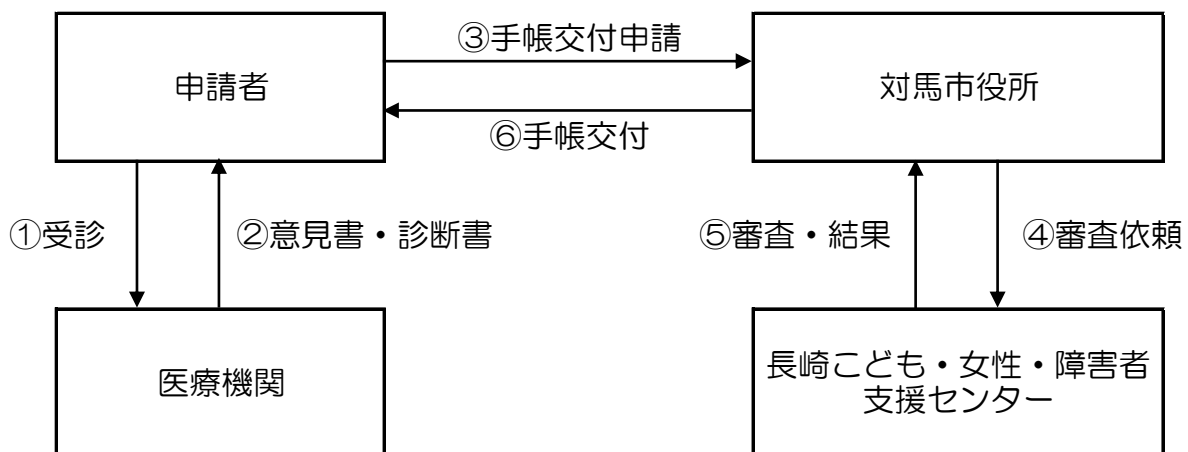
①身体障害者手帳

身体に障害のある方に交付され、障害の程度により1級から6級までの等級があります。手帳の交付を受けると、障害の程度により医療費の助成、補装具の給付、各種割引、税の控除・減免などの援助を受けることができます。

○交付を受けるための手続きに必要なもの

- ・身体障害者手帳交付申請書（15歳未満の児童は保護者が申請）
- ・指定医師の意見書・診断書
- ・写真（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影されたもの）
- ・マイナンバーカード

○申請から交付まで（申請してから手帳が交付されるまでの期間は、1～2か月程度）
まずは主治医に身体障害者手帳に該当するかどうか、相談をしてみましょう。



○身体障害者手帳のその他の手続き

- ・手帳を紛失や汚損したとき
⇒再交付の手続きが必要です。※写真が必要です。
- ・住所や氏名が変更となったとき
⇒手帳の記載事項変更の手続きが必要です。※手帳が必要です。
- ・再認定の時期が到来したとき
⇒障害の程度に変化が予想される方は、再認定の手続きが必要です。再認定の期限が近づくと長崎県から通知が届きますので、医師に意見書・診断書を記入してもらってください。※手帳と写真が必要です。
- ・等級変更や障害名を追加したいとき
⇒障害の程度が変化したとき、現在お持ちの手帳とは別の障害で手帳を取得したいときは、医師に意見書・診断書を記入してもらってください。※手帳と写真が必要です。
- ・対馬市から市外へ転出するとき
⇒対馬市での手続きは特に必要ありません。転出先の新しい住所地で住所変更の手続きをしてください。
- ・死亡、障害が治癒したとき
⇒手帳の返還手続きが必要です。※手帳が必要です。

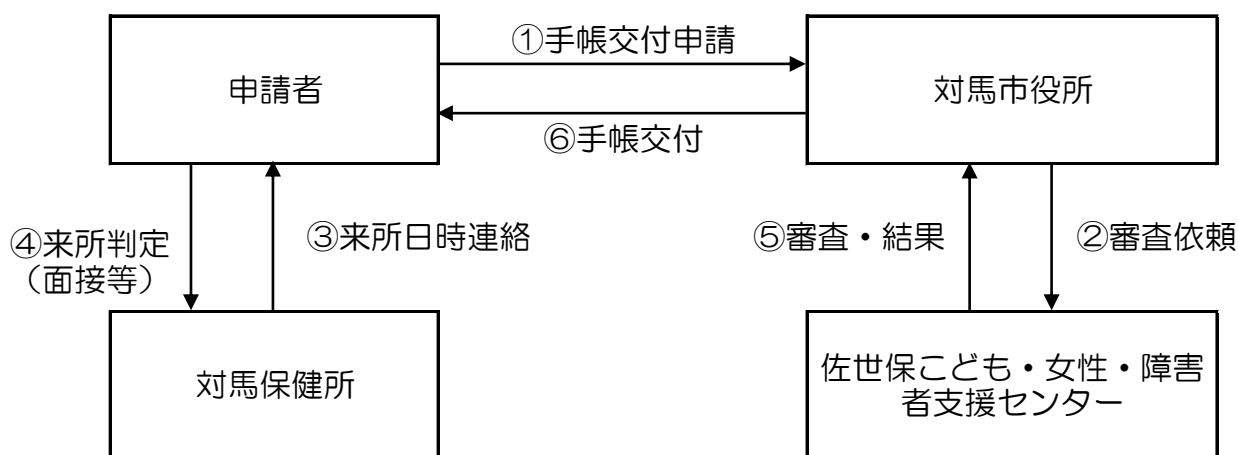
②療育手帳

知的障害（18歳までに知的障害があった）と判断された方に交付され、障害の程度によりA1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の4つの区分があります。手帳の交付を受けると、障害の程度により医療費の助成、補装具の給付、各種割引、税の控除・減免などの援助を受けることができます。

○交付を受けるための手続きに必要なもの

- ・療育手帳交付申請書
- ・調査票
- ・写真（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影されたもの）
- ・マイナンバーカード

○申請から交付まで（申請してから手帳が交付されるまでの期間は、2～3か月程度）



来所判定時は、幼い頃の様子が詳しくわかる方が同行してください。また、18歳までに知的障害があったことがわかるような書類（母子手帳・学校の成績表など）をご持参ください。

○療育手帳のその他の手続き

- ・手帳を紛失や汚損したとき
⇒再交付の手続きが必要です。※写真が必要です。
- ・住所や氏名が変更となったとき
⇒手帳の記載事項変更の手続きが必要です。※手帳が必要です。
- ・再判定の時期が到来したときや障害の程度が変化したとき
⇒手帳の再判定の手続きが必要です。※手帳が必要です。
- ・対馬市から市外へ転出するとき
⇒対馬市での手続きは特に必要ありません。転出先の新しい住所地で住所変更の手続きをしてください。
⇒県外へ転出し、在宅で長期に新たな住所地で生活する場合は、スムーズなサービス利用のためにも、新たな住所地で手帳を取得することを検討してください（施設入所者等の場合は除きます。）。
- ・死亡、障害が治癒したとき
⇒手帳の返還手続きが必要です。※手帳が必要です。

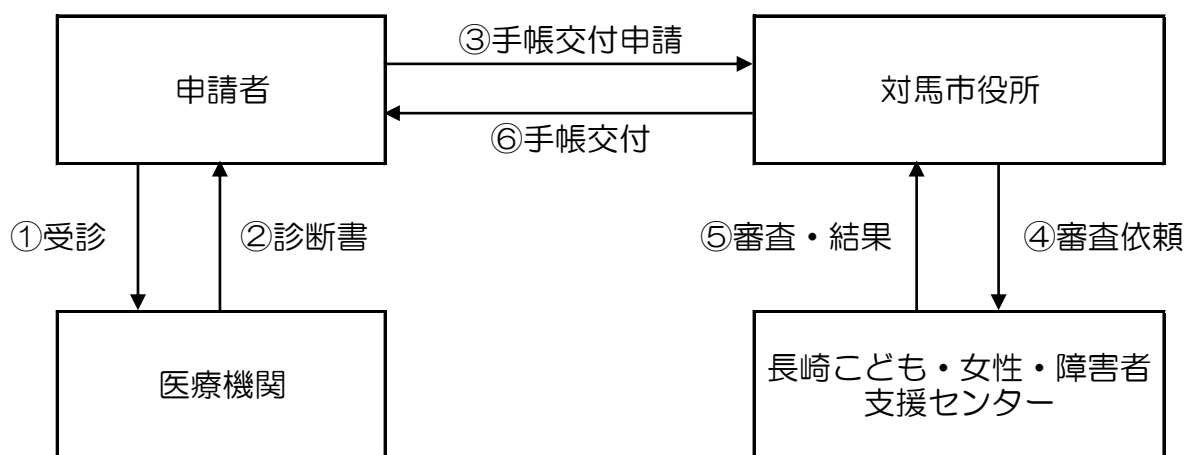
③精神障害者保健福祉手帳

一定以上の精神障害の状態にある方に交付され、障害の程度により1級から3級の等級があります。手帳の交付を受けると、障害の程度により医療費の助成、補装具の給付、各種割引、税の控除・減免などの援助を受けることができます。

○交付を受けるための手続きに必要なもの

- ・ 障害者手帳交付申請書
- ・ 医師の診断書又は障害年金証書（精神障害に係る障害年金のみ）の写し
- ・ 写真（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影されたもの）※写真付きを希望の場合のみ
- ・ マイナンバーカード

○申請から交付まで（申請してから手帳が交付されるまでの期間は、2か月程度）



○精神障害者保健福祉手帳のその他の手続き

- ・ 手帳を紛失や汚損したとき
⇒再交付の手続きが必要です。※写真（写真付きの手帳を希望の場合）が必要です。
- ・ 住所や氏名が変更となったとき
⇒手帳の記載事項変更の手続きが必要です。※手帳が必要です。
- ・ 更新の時期が到来したとき
⇒2年に1度更新手続きが必要です。更新の方法は新規で申請するときと同じです。
- ・ 等級の変更をしたいとき
⇒障害の程度が変化したときは、医師に診断書を記入してもらってください。等級変更の方法は新規で申請するときと同じです。
- ・ 対馬市から市外へ転出するとき
⇒対馬市での手続きは特に必要ありません。転出先の新しい住所地で住所変更の手続きをしてください。
- ・ 死亡、障害が治癒したとき
⇒手帳の返還手続きが必要です。※手帳が必要です。

2. 医療費の給付・助成

①福祉医療費

病院などで治療を受けた場合に、かかった医療費の自己負担額（保険診療に限る）の一部を助成します。

○対象者 ※所得要件があります。

- ・身体障害者手帳 1 級～3 級
- ・療育手帳 A 1・A 2・B 1
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級（通院のみ対象）

○自己負担限度額 ※1 月ごと、1 医療機関ごとの計算となります。

- ・身体障害者手帳 1 級～2 級、療育手帳 A 1・A 2、精神障害者保健福祉手帳 1 級

月ごとの診療日数		1 日	2 日以上
自己負担額	病院	800 円	1,600 円
	薬局	自己負担なし	

- ・身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 1

月ごとの診療日数		1 日	2 日以上
自己負担額	病院	保険診療の一部負担金から 800 円を控除した額の 1/2	保険診療の一部負担金から 1,600 円を控除した額の 1/2
	薬局	保険診療の一部負担金の 1/2	

○支給申請の方法

- ・支給申請書（窓口へ備付けてあります。）
- ・医療機関の領収書（受診者氏名、保険点数、領収額、領収日が印字されているもの）
- ・振込先口座のわかるもの（対象者名義のものであって、初回申請時に必要）

○支給日

1 日～15 日までの受付分は翌月 1 日、16 日～月末までの受付分は翌月 16 日に口座へ振込みます（支給日が休日の場合はその前の平日）。

※後期高齢者医療加入者は受診月の 3 か月程度支給が遅れます。

※コルセット等の療養費、高額療養費、付加給付に該当する場合は、金額確定後に支給となりますので、2～3 か月程度支給が遅れます。

○支給申請の有効期間

医療費を支払った日の翌日から 5 年間経過したものは申請できません。

○計算方法

病院で支払った 保険診療の自己負担額	—	高額療養費や付加給付等 健康保険からの払戻し額	—	自己負担限度額 (上記参照)
=	福祉医療費支給金額			

※保険診療のみ対象です。入院時の食事代や保険適用外（診断書代や予防接種など）は対象外です。

○対象者の認定を受けるための手続きに必要なもの

- ・ 障害者手帳
 - ・ 加入している医療保険のわかるもの
 - ・ 振込先口座のわかるもの（初回の支給申請時に提出でも可）
- ※障害者手帳交付時に対象者の方には、手続きの案内をいたします。

○福祉医療費のその他の手続き

- ・ 受給者証に記載している内容（氏名、住所、保険情報など）が変更となったとき
⇒変更の手続きが必要です。※変更となった内容がわかるものが必要です。
- ・ 年度更新の時期が到来したとき（基本的には自動更新となります。）
⇒更新が必要な方には案内を送付しますので、窓口で更新手続きをしてください。
- ・ 対馬市から転出するとき
⇒受給者証の返還手続きが必要です（市外の施設等へ入所の場合は除きます。）
- ・ 死亡や障害者手帳を返還したとき
⇒受給者証の返還手続きが必要です。

②自立支援医療（更生医療）

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方が、特定の治療や手術を受ける場合の自己負担額の一部を助成する制度です。自己負担額は原則1割となりますが、所得に応じて月の上限額が設定されます。

○給付の対象となる障害の治療の例

視覚障害	白内障手術、角膜移植術、光学的光彩切除術、角膜点墨術、網膜剥離術、虹彩癒着剥離術等
聴覚障害	外耳道形成術、穿孔閉鎖術、人工内耳埋込術等
音声・言語 ・そしゃく機能障害	形成術、口唇形成術、口蓋形成術、歯科矯正治療等
肢体不自由	関節固定術、関節形成術、人工関節置換術、骨切術、義肢装着のための断端形成術、断端延長術等
心臓機能障害	ペースメーカー植込み術、ペースメーカージェネレーター交換、心臓移植（抗免疫療法含む）、弁置換術（抗凝固療法含む）等
じん臓機能障害	人工透析療法、じん臓移植術（抗免疫療法を含む）、シャント設置やCAPD留置カテーテル設置術等
小腸機能障害	中心静脈栄養法及びこれに伴う医療
肝臓機能障害	肝臓移植術（抗免疫療法含む）
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調整療法等

○申請に必要なもの

- ・ 自立支援医療費支給申請書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 加入している医療保険のわかるもの
- ・ マイナンバーカード

○身体障害者手帳との関係

原則として、更生医療を受ける場合は事前の申請とその部位の身体障害者手帳を取得しておく必要があります。ただし、緊急に医療を開始しないと生命に影響を及ぼす場合は、身体障害者手帳と更生医療の同時申請ができます。

③自立支援医療（育成医療）

身体に障害のある18歳未満の児童で、疾患を放置すると将来障害を残すと認められており、手術等の治療によって確実の効果が期待できる者が対象で、そのために必要な医療費の自己負担額の一部を助成する制度です。自己負担額は原則1割となりますが、所得に応じて月の上限額が設定されます。

○給付の対象となる障害の治療の例

- | | | |
|-----------------|----------|---------|
| ①視覚障害 | ④肢体不自由 | ⑦小腸機能障害 |
| ②聴覚障害 | ⑤心臓機能障害 | ⑧肝臓機能障害 |
| ③音声・言語・そしゃく機能障害 | ⑥じん臓機能障害 | ⑨免疫機能障害 |
| ⑩その他の先天性内臓障害 | | |

○申請に必要なもの

- ・自立支援医療費支給申請書
- ・指定医療機関の意見書
- ・加入している医療保険のわかるもの
- ・マイナンバーカード

④自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患により、通院による精神医療を続ける必要がある症状の方が対象で、精神疾患の治療で通院した医療費の自己負担額の一部を助成する制度です。自己負担額は原則1割となりますが、所得に応じて月の上限額が設定されます。

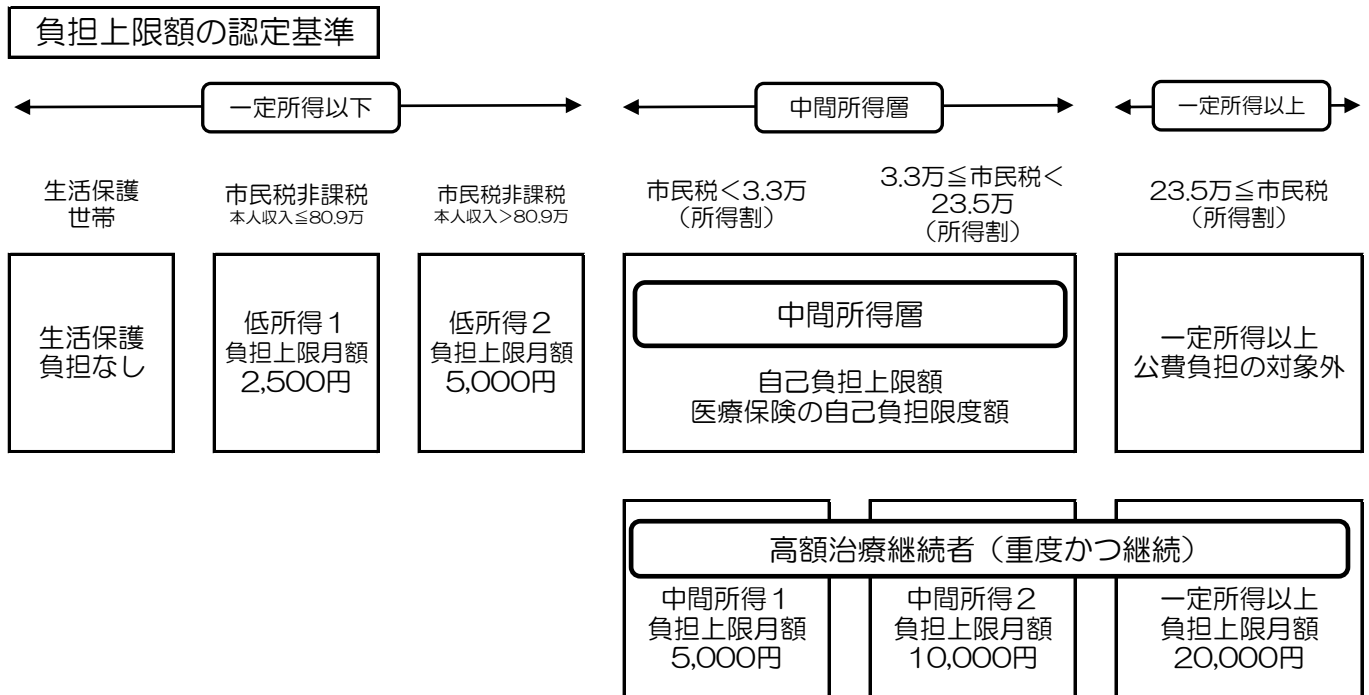
○申請に必要なもの

- ・自立支援医療費支給申請書
- ・指定医療機関の診断書
- ・同意書
- ・加入している医療保険のわかるもの
- ・マイナンバーカード

精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合は、手帳用の診断書で同時に申請が可能です。精神通院分の診断書は省略できます。

《自立支援医療の自己負担額について》

自己負担額は原則 1 割となりますが、所得に応じて月ごとに負担上限額が設定されます。また、低所得以外の方でも継続的に相当額の医療費負担が発生する方（重度かつ継続）には、月ごとの負担額に上限が設定されています。



医療保険との関係

医療保険が先に適用され、自己負担上限額の残りの額が自立支援医療として公費で支払われます。

○更生医療で特定疾病療養費受給者の場合

特定疾病療養費受給者については、自己負担額が 1 万円（上位所得者は 2 万円）となります。1 万円から自己負担上限額を差し引いた額が更生医療の適用分となります。

《自立支援医療のその他の手続きについて》

次の場合は手続きが必要です。

- ・ 医療内容の変更（入院から通院等の変更）
- ・ 指定医療機関の変更
- ・ 有効期限に近づいたとき
- ・ 医療保険が変わったとき
- ・ 住所や氏名が変わったとき

3. 補装具

①補装具

身体上の障害を補うための装具の購入や修理に対する費用が支給されます。身体障害者手帳の内容や等級によって、対象となる品目が定められています。

所得に応じて、自己負担額が設定されています。

※購入前及び修理前の事前の申請手続きが必要です。

○対象となる補装具の品目

義肢、装具、姿勢保持装置、視覚障害者用の安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（1本つえを除く）、重度障害者用意思伝達装置等
〈18歳未満のみ：起立保持具、排便補助具〉

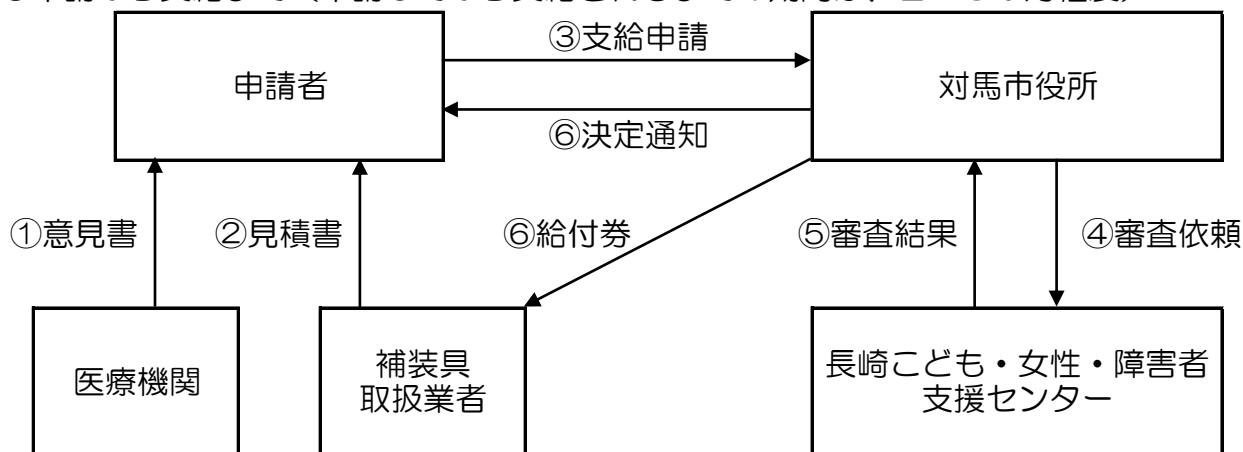
※介護保険において補装具の給付・修理・貸与が受けられる場合には、介護保険での給付が優先となります。

※治療用装具（医学的治療の一環として使用するもの）は、補装具の支給の対象にはならず、健康保険の療養費の対象となります。

○補装具の支給を受けるための手続きに必要なもの

- ・補装具支給申請書
- ・医師の意見書及び処方箋（用具の品目によっては必要）
- ・見積書
- ・マイナンバーカード

○申請から支給まで（申請してから支給されるまでの期間は、2～3か月程度）



○自己負担上限額について

生活保護世帯 ⇒ 自己負担上限額 0円

市民税非課税世帯 ⇒ 自己負担上限額 0円

市民税課税世帯 ⇒ 自己負担上限額 37,200円

一定所得以上 ⇒ 対象外（障害児は含まない）

※一定所得以上とは、市民税の所得割額が46万円以上の方がいる世帯

※世帯の範囲とは、18歳以上の障害者は障害者本人と配偶者、18歳未満の障害児はその児童の住民票上の世帯となります。

※補装具の品目ごとに金額の基準が決まっています。見積書の金額が基準額を超えると、その分は自己負担となります。

②軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の聴覚障害のある児童に対して、補聴器の装用による音声言語能力やコミュニケーションの向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成する制度です。

※購入前及び修理前の事前の申請手続きが必要です。

○対象児

次の要件をすべて満たす18歳未満の児童

- ・対馬市に住所を有すること。
- ・身体障害者手帳の交付対象者でないこと。
- ・両耳の聴力レベルが各々30dB以上であること。ただし、県で認定された医師（指定医師）が装用を必要と認めた場合も対象とする。
- ・補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの。

○助成金額

補聴器の種類に応じた1台当たりの基準額または補聴器の購入に要した費用のいずれか低い額の3分の2の額とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

○補聴器の支給を受けるための手続きに必要なもの

- ・難聴児補聴器購入費助成金交付申請書
- ・医師の意見書
- ・見積書
- ・補聴器の仕様書

○基準額

詳しくはお問い合わせください。

4. 地域生活支援事業

①日常生活用具

障害者、障害児及び難病患者の自立生活支援のため、日常生活用具を給付します。品目ごとに対象者、耐用年数、給付限度額が設定されています。

※購入前の事前の申請手続きが必要です。

○対象となる日常生活用具の品目

障害の種類	品 目
肢体	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換機、移動用リフト、訓練いす（障害児のみ）、訓練用ベット、入浴補助用具、便器、特殊便器、歩行補助つえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、火災警報器、自動消化器、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具
視覚	電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、点字図書
聴覚	聴覚障害者用屋内信号装置、点字ディスプレイ、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置
じん臓	透析液加温器
呼吸器	ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、
音声・言語	携帯用会話補助装置、携帯用会話補助装置、人工咽頭
膀胱・直腸	ストマ装具（蓄便袋、蓄尿袋、紙おむつ）、収尿器
知的	特殊便器、頭部保護帽、火災報知器、自動消化器、電磁調理器
在宅酸素療法	酸素ボンベ運搬車
人工呼吸器の装着が必要な人	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

○日常生活用具の給付を受けるための手続きに必要なもの

- ・申請書
- ・所得確認の同意書
- ・医師の意見書（品目によっては必要）
- ・見積書

○自己負担上限額について

原則1割の自己負担がありますが、所得状況により負担上限額が設定されています。

生活保護世帯 ⇒ 自己負担上限額 0円
 市民税非課税世帯 ⇒ 自己負担上限額 0円
 市民税課税世帯 ⇒ 自己負担上限額 37,200円
 一定所得以上 ⇒ 対象外（障害児は含まない）

※一定所得以上とは、市民税の所得割額が46万円以上の方がいる世帯

※世帯の範囲とは、18歳以上の障害者は障害者本人と配偶者、18歳未満の障害児はその児童の住民票上の世帯となります。

※日常生活用具の品目ごとに金額の基準が決まっています。見積書の金額が基準額を超えると、その分は自己負担となります。

※基準額や詳しい内容については、お問い合わせください。

②重度障害者等住宅改修

日常生活を営むのに著しく支障のある住宅の重度障害者等が段差解消など住宅改修をする場合に、住宅改修費を給付します。

※改修前の事前の申請手続きが必要です。

※対象となる住宅改修の費用は20万円が限度となります。

○対象者

- ・ 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する、障害等級3級以上の身体障害者（ただし、特殊便器の取替は上肢障害2級以上の者に限る。）
- ・ 下肢又は体幹に障害のある難病患者

○対象となる住宅改修の範囲

手すりの取付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他これらの改修に付帯して必要となる工事

○住宅改修費の給付を受けるための手続きに必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 所得確認の同意書
- ・ 平面図
- ・ 断面図（段差解消の場合のみ必要）
- ・ 工事内訳書
- ・ 着工前写真
- ・ 家主の承諾書（借家の場合のみ必要）

○自己負担上限額について

原則1割の自己負担がありますが、所得状況により負担上限額が設定されています。

生活保護世帯 ⇒ 自己負担上限額 0円

市民税非課税世帯 ⇒ 自己負担上限額 0円

市民税課税世帯 ⇒ 自己負担上限額 37,200円

一定所得以上 ⇒ 対象外（障害児は含まない）

※一定所得以上とは、市民税の所得割額が46万円以上の方がいる世帯

※改修工事に関する居宅生活動作補助用具の購入費も対象となります。

※介護保険の住宅改修との併用はできません。

※福祉のまちづくり推進事業の対象者であれば、改修費用が20万円を超える場合は、同時に申請ができます。

※指定の工事業者はいませんが、介護保険の住宅改修を専門にしている業者が手続きに詳しいです。

※詳しい内容については、お問い合わせください。

③相談支援事業

障害者や障害児の保護者、介護者からの相談に対し、障害に応じた必要な情報の提供や助言等を行います。

- ・ 対馬市社会福祉協議会 電話0920-58-1432
(対馬市豊玉町仁位94番地5) 午前9時～午後5時(月曜日～金曜日)

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障害者に対し、利用費用の補助を行います。

- ・ 権利擁護センターつしま 電話0920-58-0071
(対馬市豊玉町仁位94番地5 対馬市社会福祉協議会内)

⑤意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることが困難である障害者に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

⑥手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得したい方を養成します。
※研修日程が決まりましたら、広報誌等で案内します。

⑦移動支援事業

障害福祉サービスの対象とならない障害者のうち、外出時の移動が困難である障害者に、外出の際の移動の支援を行います。

- ・ 対馬市社会福祉協議会中地区障害福祉サービス事業所 電話0920-88-2123
(対馬市峰町三根29番地)
- ・ 対馬市社会福祉協議会下地区障害福祉サービス事業所 電話0920-54-2429
(対馬市美津島町雞知乙1168番地1)
- ・ 米寿会居宅介護支援センター 電話0920-54-3344
(対馬市美津島町雞知乙511番地3)
- ・ あすかホームヘルプステーション 電話0920-52-9054
(対馬市厳原町東里338番地1)

⑧地域活動支援センター事業

地域活動支援センターに障害者が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

- ・ 地域活動支援センター きらり 電話0920-52-7781
(対馬市厳原町中村606番地1)
- ・ 地域活動支援センター きずな 電話0920-58-0138
(対馬市豊玉町仁位1597番地)

⑨訪問入浴サービス事業

家庭で入浴することが困難である身体障害者に、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

- ・ 対馬市下地区訪問入浴介護事業所 電話0920-54-2429
 （対馬市美津島町雞知乙1168番地1）

⑩日中一時支援事業

日中において支援する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者に、施設で入浴や食事等の介護を行います。

- ・ デイサービスセンターあすか園 電話0920-56-0722
 （対馬市厳原町下原434番地5）
- ・ デイサービスセンターつばき園 電話0920-57-1005
 （対馬市厳原町豆酸631番地9）
- ・ デイサービスセンターしらたけ 電話0920-54-9620
 （対馬市美津島町雞知乙1168番地1）
- ・ 対馬市社会福祉協議会上県町通所介護事業所（喜多の苑） 電話0920-84-2168
 （対馬市上県町佐須奈乙339番地）
- ・ 結石山荘 電話0920-86-3018
 （対馬市上対馬町大浦66番地1）

⑪障害者自動車運転免許取得助成事業

自動車運転免許を取得しようとする障害者に、教習料及び検定料を助成し、社会参加の推進を図ります。

○対象者

- ・ 身体障害者手帳 1 級～4 級所持者
- ・ 療育手帳所持者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳所持者

○助成金額

運転免許を取得する際の費用（教習料及び検定料）の3分の2の額とし、その額が10万円を超える場合は、10万円

⑫身体障害者自動車改造助成事業

身体障害者手帳（1級～2級）所持者が、自己が運転するために、自動車を改造する際の費用を助成し、社会参加の推進を図ります。

○助成金額

自動車を改造する際の費用（操行装置及び駆動装置）の額とし、その額が10万円を超える場合は、10万円

※1車両につき、1回限りとなります。

5. 障害福祉サービス

①障害福祉サービス

○サービスの種類

介護給付（ご家庭へのヘルパー派遣、施設への入所等）		
サービス名	内容	対象者
療養介護	医療と常時介護を必要とする人の療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	18歳以上の医療と介護を必要とする重度障害者、難病患者
居宅介護（ホームヘルパー）	入浴、排泄又は食事の介護等居宅での援助サービスを行います。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者
重度訪問介護	自宅における入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などの援助を総合的にを行います。	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者、難病患者
行動援護	行動上著しい困難を伴う場合、危険を回避するために必要な援護や、外出時の移動支援を行います。	常時介護を必要とする知的障害者又は精神障害者、難病患者
同行援護	移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者（児）、難病患者
生活介護	常に介護を必要とする人に、療養上の管理、看護、介護等を行うとともに、創作的な活動または、生産的な活動の機会を提供します。	18歳以上の常時介護を必要とする障害者。難病患者
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護などを行います。	一時的に介護を必要とする障害者（児）、難病患者
重度障害者等包括支援	居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	介護程度が著しく高い常時介護を必要とする障害者、難病患者
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴、排泄、食事などの介護を行います。	18歳以上の障害者、難病患者

訓練等給付（訓就労の訓練や1人暮らしの練習など）	
サービス名	内容
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、身体機能又は生活能力の向上の為に必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型：雇用契約あり B型：雇用契約なし
就労定着支援	就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された人の就労の継続を図るため、各関係機関との連絡調整を行い、日常生活等に関する相談、指導及び助言等を行います。
共同生活援助（グループホーム）	グループホームに入所する人に、主として夜間において、入浴、排泄、食事などの介護を行います。

※介護保険に該当する場合は、介護保険によるサービスが優先となります。

○サービスを利用するまでの流れ

①相談・申請

- ・サービスの利用を希望する人は、計画相談支援事業所か対馬市にご相談ください。
- ・利用したいサービスが決まりましたら、対馬市に申請します。



②認定調査・医師意見書

- ・申請後、市職員が自宅を訪問し、現在の生活や障害の状況について、聞き取り調査を実施します。
- ・通院先の医師に意見書を記入してもらう場合もあります。



③審査・判定・認定

- ・審査会を開催し、調査結果や医師意見書をもとに、心身の状況やどのくらいサービスが必要な状態かを審査し、障害支援区分が決められます。
※区分は1～6に分けられます。
- ・障害支援区分を通知します。この障害支援区分を介護する人や居宅の状況、本人の意向などにより、利用できるサービスの内容や量が決まります。



④サービス利用計画案の作成

- ・サービス利用計画案の作成を計画相談支援事業所に依頼します。
- ・訪問面接によるアセスメントが行われ、サービス利用計画案が作成されます。



⑤支給決定・サービス利用

- ・サービス利用計画案を踏まえてサービスの内容が決まり、支給決定通知と併せて受給者証が交付されます。
- ・サービス事業所と契約し、サービスの利用を開始します。

○利用者負担

利用者負担金は、原則サービスにかかった費用の1割負担となりますが、1か月に利用したサービスの量に関わらず、所得に応じて月額負担上限額が設定されています。

※入所施設に関わる光熱水費、食費等は実費として徴収されます。

区分	世帯（本人、配偶者）の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（所得割16万円未満）ただし、入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

○計画相談支援事業所

- ・対馬市社会福祉協議会 障害者相談支援事業所
（対馬市豊玉町仁位94番地5） 電話0920-58-1432
- ・ふれあいさぽーと
（対馬市豊玉町仁位1012番地） 電話0920-58-8450
- ・米寿会相談支援センター
（対馬市美津島町雞知乙511番地3） 電話0920-54-3344

○居宅介護事業所

- ・対馬市社会福祉協議会下地区障害福祉サービス事業所
（対馬市美津島町雞知乙1168番地1） 電話0920-54-2429
- ・対馬市社会福祉協議会中地区障害福祉サービス事業所
（対馬市峰町三根29番地） 電話0920-88-2123
- ・あすかホームヘルプステーション
（対馬市厳原町東里338番地1） 電話0920-52-9054
- ・米寿会居宅介護支援センター
（対馬市美津島町雞知乙511番地3） 電話0920-54-3344
- ・あすなろ訪問介護事業所
（対馬市上対馬町大浦66番地1） 電話0920-88-6110

○就労継続支援B型

- ・ワークハウスほのぼの
（対馬市厳原町東里223番地1） 電話0920-52-6366
- ・杉の木ホーム
（対馬市美津島町雞知甲882番地6） 電話0920-54-5066
- ・あゆみ園
（対馬市上対馬町琴1169番地） 電話0920-87-0085
- ・上県地域活動所さわやか
（対馬市上県町佐須奈甲603番地3） 電話0920-84-2288

○施設入所支援、生活介護、短期入所

- ・対馬恵風館
（対馬市豊玉町和板無番地） 電話0920-58-0888

○共同生活援助

- ・共同生活援助事業所 もみの木
（対馬市厳原町東里223番地1） 電話0920-52-6366

②障害児通所支援

○サービスの種類

サービス名	内容	対象者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	未就学の障害児
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。	就学中の障害児
障害児相談支援	・ 障害児支援利用援助 障害児支援利用計画案を作成し、サービス事業所との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行う。 ・ 継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービスの利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業所との連絡調整等を行う。	障害児通所支援の利用を希望する児童

○サービスを利用するまでの流れ

①相談・申請

- ・ サービスの利用を希望する人は、計画相談支援事業所か対馬市にご相談ください。
- ・ 利用したいサービスが決まりましたら、対馬市に申請します。



②調査

- ・ 市職員が保護者に現在の生活や心身の状況について聞き取り調査を行います。



③判定

- ・ 調査結果をもとに、児童の心身の状況やどのくらいサービスが必要な状態かを判定します。



④支給決定

- ・ サービスの内容、計画については計画相談支援事業所に相談できます。支給が決まると「受給者証」が送られてきます。「受給者証」はサービスを受ける際に、サービス事業所に提出します。



⑤サービス利用

- ・ サービス事業所と契約し、サービスの利用を開始します。
- ・ サービス内容の変更を希望されるときは、計画相談支援事業所か対馬市へ相談してください。

○利用者負担

利用者負担金は、原則サービスにかかった費用の1割負担となりますが、1か月に利用したサービスの量に関わらず、所得に応じて月額負担上限額が設定されています。
※入所施設に関わる光熱水費、食費等は実費として徴収されます。

区分	世帯（保護者の属する世帯）の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1(1)	市民税課税世帯（所得割28万円未満）で、通所施設・ホームヘルプ利用の場合	4,600円
一般1(2)	市民税課税世帯（所得割28万円未満）で、入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

○計画相談支援事業所

- ・ 対馬市社会福祉協議会 障害者相談支援事業所 電話0920-58-1432
（対馬市豊玉町仁位94番地5）
- ・ ふれあいさぽーと 電話0920-58-8450
（対馬市豊玉町仁位1012番地）
- ・ 米寿会相談支援センター 電話0920-54-3344
（対馬市美津島町雞知乙511番地3）

○児童発達支援、放課後等デイサービス

- ・ 対馬市こども療育デイサービスセンター きらきらルーム 電話0920-54-3863
（対馬市美津島町雞知甲882番地12）
- ・ ブライトステップ 電話0920-52-6767
（対馬市厳原町久田道1611番地1）

6. 手当や障害年金等

①特別障害者手当

20歳以上で、重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護が必要な方に支給される手当です。申請には医師の診断書が必要です。

※所得要件があります。

○申請に必要なもの

- ・申請書
- ・診断書（障害部位に応じて種類があります。※医師に記入してもらってください。）
- ・所得状況届
- ・所得確認の同意書
- ・口座振込申込書（通帳を持参してください。）
- ・障害者手帳（お持ちの場合のみ）
- ・障害年金等を受給している場合は、その額がわかるもの

○支給額と振込月について

支給額（月額） 29,590円 振込月 5・8・11・2月

※支給額は令和7年4月1日現在のものです。額改定が行われる場合があります。

※下記の方は該当しません。

- ・病院等に継続して3か月を超えて入院している方
- ・施設に入所中の方

②障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護が必要な方に支給される手当です。申請には医師の診断書が必要です。

※所得要件があります。

○申請に必要なもの

- ・申請書
- ・診断書（障害部位に応じて種類があります。※医師に記入してもらってください。）
- ・所得状況届
- ・所得確認の同意書
- ・口座振込申込書（児童名義の通帳を持参してください。）
- ・障害者手帳（お持ちの場合のみ）

※下記の場合は、診断書の省略が可能です。

⇒療育手帳A1所持または特別児童扶養手当1級を受給している場合で、判定時の診断書が確認できるもの

○支給額と振込月について

支給額（月額） 16,100円 振込月 5月・8月・11月・2月

※支給額は令和7年4月1日現在のものです。額改定が行われる場合があります。

※下記の方は該当しません。

- ・障害を支給事由とする公的年金等を受給している方
- ・施設に入所中の方

③特別児童扶養手当

20歳未満で障害のある児童の監護者（父、母又は養育者）に対して、支給される手当です。申請には医師の診断書が必要です。

※所得要件があります。

※身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方は、その等級によっては診断書を省略できる場合があります。

○申請に必要なもの

- ・認定請求書
- ・診断書（障害部位に応じて種類があります。※医師に記入してもらってください。）
- ・同一住所地の居住等に係る申立書
- ・所得確認の同意書
- ・児童の就学状況についての申立書
- ・別居監護申立書（対象児童と別居している場合のみ）
- ・世帯全員の戸籍謄本
- ・振込先のわかる通帳等（監護者名義のもの）
- ・マイナンバーカード

○支給額と振込月について

支給額（月額） 1級 56,800円 振込月 4月・8月・11月
 2級 37,830円

※支給額は令和7年4月1日現在のものです。額改定が行われる場合があります。

※下記の方は該当しません。

- ・障害を支給事由とする公的年金等を受給している児童の監護者
- ・児童が児童福祉施設等に入所中の児童の監護者

④児童扶養手当

父又は母が重度の障害者の状態である場合、18歳に到達した年度の年度末以前の児童（一定の障害を有する児童の場合は20歳未満）を監護している父、母又は養育者に支給されます。

※所得要件があります。

○申請に必要なもの

- ・認定請求書
- ・診断書（障害年金1級受給者は省略可。※医師に記入してもらってください。）
- ・同一住所地の居住等に係る申立書
- ・所得確認の同意書
- ・公的年金調書
- ・請求者及び児童の戸籍謄本
- ・父又は母の就労状況及び日常生活状況申立書
- ・障害年金証書の写し（障害年金受給者のみ。※子の加算が確認できるもの。）
- ・別居監護申立書等（状況によって必要）
- ・請求者名義の振込先のわかる通帳等
- ・マイナンバーカード

○支給額（月額）

- ・児童1人の場合

全部支給	46,690円
一部支給	46,680円～11,010円
- ・児童2人目以降の加算（1人につき）

全部支給	11,030円
一部支給	11,020円～5,520円

※所得に応じて全部支給と一部支給があります。

※支給額は令和7年4月1日現在のものです。額改定が行われる場合があります。

○振込月

5月・7月・9月・11月・1月・3月

⑤障害基礎年金

国民年金に加入している間、または20歳前、もしくは60歳以上65歳未満に、初診日にある病気やけがで、国民年金法により定められた障害等級（1級・2級）による障害の状態にあると認定されたときに障害基礎年金が受けられます。

○対象者

- 次の要件を満たす方が対象となります。
 - (1) 障害認定日（病気や怪我によりはじめて診察を受けた日から1年6か月を経過した日、またはその期間中で障害の状態が固定した日）に国民年金法に定める障害の程度に該当する方、または障害認定日以後65歳の誕生日の前々日までの間に障害が重くなって該当するようになった方
 - (2) 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上ある方、または障害認定日以後65歳の誕生日の前々日までの間に障害が重くなって該当するようになった方。
- 20歳前に初診日のある方については、国民年金法に定める障害の程度に該当すれば、保険料納付要件に関わりなく対象となります。ただし、本人に制限以上の所得がある場合は、年金の支給停止になります。

※60歳から65歳未満の方は上記以外の要件もありますのでご注意ください。

※身体障害者手帳や療育手帳とは異なる基準で認定されます。障害基礎年金の1級、2級は、身体障害者手帳や療育手帳の等級とは異なります。

※障害年金の請求手続きでは、まず初診日の確認を行います。相談する前に必ずご確認ください。

○相談先

- ・対馬市役所 市民生活部 市民課 電話0920-53-6111
(対馬市厳原町国分1441番地)
※市役所の各年金担当窓口でも相談できます。
- ・長崎北年金事務所 電話095-861-1354
※出張年金相談の日程等は対馬市広報誌で確認できます。

⑥障害厚生年金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気や怪我で障害基礎年金の1級又は2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が受けられます。また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは、3級の障害厚生年金が受けられます。なお、初診日から5年以内に病気や怪我が治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）が受けられます。

○対象者

- 次の要件を満たす方が対象となります。
 - (1) 障害の原因となった病気や怪我の初診日において、厚生年金保険の被保険である方で障害認定日の障害の程度が障害基礎年金の1、2級又は厚生年金法で定める障害程度（3級）に該当する方
 - (2) 障害基礎年金の受給要件を満たしている方

※身体障害者手帳や療育手帳とは異なる基準で認定されます。身体障害者手帳や療育手帳の等級とは異なります。

※障害年金の請求手続きでは、まず初診日の確認を行います。相談する前に必ずご確認ください。

○相談先

- 長崎北年金事務所 電話095-861-1354
※出張年金相談の日程等は対馬市広報誌で確認できます。

⑦心身障害者扶養共済

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったときに、障害のある方に終身一定額の年金が支給される制度です。

○要件等

- 保護者の要件として、障害のある方を現に不要している保護者で加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満の方であって、健康な方
- 障害のある方の範囲として、①知的障害、②身体障害者手帳（1級～3級）、③精神又は身体の障害の程度が①又は②と同程度と認められる方

○支給額

- 1口加入の場合 月額2万円（年額24万円）
- 2口加入の場合 月額4万円（年額48万円）

7. 税の控除・減免

①所得税の障害者控除

納税者本人又は配偶者、扶養親族が「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの場合は『障害者控除』があります。

○問合せ先

厳原税務署（対馬市厳原町棧原38番地）

- ・電話相談の場合 ナビダイヤル0570-00-5901
- ・電話相談以外の場合 0920-52-0645

②住民税（市県民税）の非課税・障害者控除

「身体障害者手帳」、「療育手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方で、前年の所得が135万円以下の場合は、住民税が課税されません。

また、住民税の所得割課税対象世帯で納税者本人又は配偶者、扶養親族が「身体障害者」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの場合は『障害者控除』があります。

○問合せ先

- ・対馬市役所 市民生活部 税務課 電話0920-53-6111
（対馬市厳原町国分1441番地）
※市役所の各税務担当窓口でも相談できます。

③障害者控除の対象者認定

満65歳以上の方で介護保険法に規定する認定を受けた被保険者で、寝たきりや認知症等の一定要件に該当する場合は、「障害者控除対象者認定書」が交付され、障害者控除を受けることができます。

※認定書の交付を受けるには、申請が必要となります。

※申請時には介護保険被保険者証をご準備ください。

○問合せ先

- ・対馬市福祉事務所 福祉課 電話0920-58-1119
（対馬市豊玉町仁位380番地）
※市役所の各福祉担当窓口で申請できます。

④相続税の障害者控除

相続人が85歳未満の障害者のときは、相続税の額過多一定の金額を差し引きできます。

○問合せ先

厳原税務署（対馬市厳原町棧原38番地）

- ・電話相談の場合 ナビダイヤル0570-00-5901
- ・電話相談以外の場合 0920-52-0645

⑤自動車取得税・自動車税・軽自動車税

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、又は家族の方が障害者に代わって通院・通学・生業のために自動車を運転する場合及び一人世帯の障害者の方が所有し、その障害者のある方を常時介護する方が運転する場合には、自動車取得税などの減免が受けられます。

減免が受けられるのは、障害者1人に対し、自動車税若しくは軽自動車税のいずれか1台に限られます。

※手続の方法は、自動車取得税・普通自動車の自動車税の県税と軽自動車税の市税では異なりますので、問合せ先に確認してください。

○減免対象者の範囲（軽自動車税についても同様）

障害の区分			障害の程度	
			○障害者が自ら運転する場合（本人運転）	○障害者と整形を一にする者が運転する場合（家族運転）
				○障害者のみで構成される世帯の障害者を常時介護する者が運転する場合（常時家族運転）
身体障害者手帳	視覚障害		1級～3級・4級の1	1級～3級・4級の1
	聴覚障害		2級・3級	2級・3級
	平衡機能障害		3級	3級
	音声機能障害		3級（喉頭摘出による音声機能障害に限る）	
	上肢不自由		1級・2級	1級・2級
	下肢不自由		①1級～6級 ②7級で他の障害を複合する場合は、手帳が1級・2級	①1級～3級 ②4級～7級で他の障害を複合する場合は、手帳が1級・2級
	体幹不自由		1級～3級・5級	1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	1級・2級
		移動機能	1級～6級	1級～3級
	[内臓]心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障害		1級・3級	1級・3級
	肝臓の機能障害		1級～3級	1級～3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級	1級～3級
	療育手帳			重度（A1、A2）
精神障害者保健福祉手帳			1級	1級

※再認定日（継続日）を経過した身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は対象外となります。

※障害の程度は手帳そのものの等級ではなく、「障害の区分（内臓の場合は臓器別）」ごとの障害等級により判断されます。（下肢を含む複合障害の場合のみ、手帳の等級で判断されます。）

○減免対象自動車の要件

区分	自動車の名義人	運転者	使用目的
本人運転の場合	障害者本人又は障害者と生計を一にする者 ※割賦販売以外で所有者と使用者が異なる場合は、使用者の方も障害者本人又は生計を一にする者である必要があります。	障害者本人	特に問いません
家族運転の場合		障害者と生計を一にする者	専ら障害者の通院・通学・通所・生業のため
常時介護者運転の場合	障害者本人	障害者を常時介護する者	

※生計を一にする者とは、障害者と日常生活の資を共にし、同一生計を営む親族（配偶者（未届を含む）、6親等以内の血族又は3親等以内の姻族）であり、公簿上で確認できるもの

○減免の申請期限

自動車取得税	運輸支局に新規登録又は移転登録するときまで
自動車税	○賦課期日（毎年4月1日）現在、自動車を所有し、減免に該当する要件を備えている場合 3月1日～5月末日（5月末日が土日の場合は翌開庁日）まで ○月割減免の場合（翌月以降分限度額の月割額を上限として減免） 毎月月末（末日が土日の場合は翌開庁日）まで ○新規に自動車を登録する場合 新規登録をするときまで
軽自動車税	賦課期日（毎年4月1日）現在、軽自動車を所有し、減免に該当する要件を備えている場合、軽自動車税納税通知書を受け取ってから、納期限まで

○問合せ先

- ・自動車取得税、自動車税
対馬振興局 税務課 電話0920-52-1311
（対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所厳原庁舎2階）
- ・軽自動車税
対馬市役所 市民生活部 税務課 電話0920-53-6111
（対馬市厳原町国分1441番地）

8. 公共料金などの割引、優遇制度

①NHK放送受信料の免除

障害者を対象にNHKの放送受信料が免除される制度です。

○全額免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳を所持している方が世帯に属しており、その構成する世帯員全員が市民税非課税であるとき

○半額免除

- ・世帯主がNHK放送受信契約者であって、視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳を所持している。
- ・世帯主がNHK放送受信契約者であって、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの手帳を所持している。

②CATV施設使用料の半額軽減

身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの手帳を所持している障害者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税である場合に、使用料が半額となります。

※CATVのネット回線の契約をしている場合は、半額軽減の対象外となります。

③有料道路通行料の割引

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用する障害者に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路料金の割引があります。

○対象者

- ・障害者本人が運転する場合
身体障害者手帳所持者
- ・障害者本人以外の方が運転し、障害者本人が同乗する場合
「第1種」の身体障害者手帳又は「A1・A2」の療育手帳を所持されている障害者

④公共交通料金の割引

公共交通機関（JR、航空、バス、船舶、電車、タクシー等）ごとに割引制度があります。乗車券の購入時又は乗車時に手帳を提示し、制度を確認して、割引制度をご利用ください。

ただし、会社によっては適用されない場合もありますので、事前に各会社にお問い合わせください。

⑤長崎県おもいやり駐車場制度

歩行困難な方で次の基準に該当する方を対象に、身障者用駐車場のうち、管理者の協力を得た駐車場を「利用証」を掲示することで利用できる制度です。

○身体障害者（申請には手帳が必要です。）

身体障害区分	対象等級
視覚障害	1級～4級
聴覚障害	1級～3級
平衡機能障害	3級、5級
音声言語機能障害	該当なし
上肢の肢体不自由障害	1級、2級
下肢の肢体不自由障害	1級～6級
体幹の肢体不自由障害	1級～3級、5級
上肢機能の障害 脳病変の運動機能障害	1級、2級
移動機能の障害 脳病変の運動機能障害	1級～6級
心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	1級、3級、4級
肝臓機能障害	1級～4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級

○けが人・病人等…車いす、杖等使用期間（申請には医師の診断書が必要です。）

○妊産婦…母子手帳取得時～産後1年（申請には母子手帳が必要です。）

○高齢者…40歳以上で要介護1以上（申請には介護被保険者証が必要です。）

○難病者…特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者（申請には受給者証が必要です。）

○知的障害者…療育手帳A1、A2（申請には手帳が必要です。）

○精神障害者…精神障害者保健福祉手帳1級（申請には手帳が必要です。）



緑色

身体障害者、高齢者、難病者、知的障害者
【有効期間1年以上（障害等がなくなるまでの間）】



オレンジ色

一時的に歩行困難な方
（けが人、病人等、妊産婦）
【有効期間 けが人、妊産婦1年以内】
【有効期間 病人等5年以内】

○配付方法

市役所各福祉担当窓口で交付申出書を提出してください。

⑥ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害の方、発達障害の方など、援助や配慮を必要としていることが、外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

ヘルプマークを持つことで、支援を必要としていることを知らせることができます。

○ヘルプマークの使い方

ストラップを利用して、鞆等に付けて使用します。常時着用する、必要な時に着用する等、使い方は自由です。

※ストラップがドアに挟まったり、紛失しないよう注意してください。

○対象者

長崎県内在住の方で、次に該当する方（障害者手帳の有無は問いません）

- ・義足や人工関節を使用している方
- ・身体障害、精神障害、知的障害、発達障害、内部障害がある方、難病の方、妊娠初期の方などで外見からは、援助や配慮を必要としていることが分かりにくい方
- ・外見から援助や配慮を必要としていることが分かる方のうちマークの利用を希望する方

○配付方法

市役所各福祉担当窓口で申込書を提出してください。

○マークを身につけた方への配慮

- ・バス等の公共交通機関で席を譲る
外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続ける等の同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。
- ・商業施設等で声をかける等の配慮
交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降等の動作が困難な方がいます。
- ・災害時、安全に避難するための支援
視覚障害者や聴覚障害者等の状況把握が難しい方、肢体不自由等により自力での迅速な避難が困難な方がいます。



⑦福祉のまちづくり推進事業

高齢者・障害者が住宅改修を行う際に、補助金を交付します。

○対象者

次のいずれかに該当する方が対象です。ただし、世帯員の直近の市民税及び前年の所得税が課税されている場合は対象外となります。

- ・介護保険法に定める住宅改修費を受ける方
- ・身体障害者手帳の1級又は2級を有する方
- ・難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある方

○対象となる住宅改修の範囲

手すりの取付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他これらの改修に付帯して必要となる工事

○補助額

1件当たり3分の2以内。ただし、1件当たりの限度額は40万円。

○他法による負担との調整

- ・介護保険の住宅改修費
工事に要する経費が27万円を超える場合に限り助成対象となり、この場合の補助金額は一律に18万円を控除した後の額となります。
- ・重度障害者等住宅改修費
他法負担額（自己負担額を除く、ただし20万円が限度）を控除した後の額が補助金額となります。

※新築又は増築に伴い行われる工事は、補助の対象とはならない。

※補助を受けられるのは、原則として1回となります。

⑧携帯電話の障害者割引サービス

携帯電話各社では、障害者を対象に基本料金・通話料・通信料等が割引になるサービスを実施しています。

○割引サービス名称

NTTドコモ	ハーティ割引
au	スマイルハート割引
ソフトバンクモバイル	ハートフレンド割引

※各社とも割引内容が違います。詳細は、各社事業所にお問合せください。

⑨対馬市小児慢性特定疾病児童等島外通院交通費助成事業

長期にわたる専門的な治療が必要な児童の保護者に対し、児童が島外の医療機関へ通院する際に要した交通費の一部を助成することにより、児童の受診の機会を確保し、児童の健全育成と保護者の負担軽減を図ります。

○対象者

次のいずれかに該当する対馬市に住所を有する児童及び通院する際の付添人1人。ただし、市税等の未納がある場合や、生活保護法による医療扶助の移送費等の給付や、他法による交通費相当分の給付を受けている場合には助成は受けられません。

- (1) 小児慢性特定疾病医療受給者証が長崎県から交付されている児童
- (2) 自立支援医療受給者証（育成医療）が対馬市から交付されている児童

○対象となる交通費

受給者証に記載された島外の指定医療機関に通院する際に要した対馬市発着の航路及び航空路運賃の島民割引等各種割引適用後の実費とし、往路は通院日または通院日の前日、復路は通院日または通院日の翌日に要した交通費が対象となります。

※復路は欠航等により通院日または通院日の翌日に船舶または航空機が利用できない場合は、欠航証明書の提出をしていただくことで対象となります。

○助成金額

交通費の2分の1の額を助成します。ただし、助成回数は児童1人あたり当該年度につき6回までとなります。

○申請に必要なもの

- ・助成金交付申請書兼請求書
- ・受給者証
- ・指定医療機関の領収書
- ・交通費の領収書
- ・申請者名義の振込先の通帳
- ・申請者の身分証明書（免許証等）
- ・印鑑
- ・欠航証明書

9. その他

①対馬障害者就業・生活支援センター（通称：なかぼつセンター）

障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図ることを目的として設置されます。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく事業で、厚生労働省及び長崎県からの事業委託により、平成31年4月1日から社会福祉法人米寿会が運営しています。

○利用できる人は？

- ・対馬在住で就業中の方や就業意欲のある方
- ・障害（知的、身体、精神、発達障害）、難病のある方やそのご家族
- ・障害や難病のある方を雇用している又は雇用を検討している事業所など

○センターの利用について

- ・職業訓練等を行う施設ではありません。
- ・職業紹介、あっせんは行っておりません。
- ・相談に費用はかかりません。
※福祉サービスの利用や、訓練・実習を行う場合などは、食費や交通費などの実費は自己負担となります。

○利用までの流れ

相談⇒登録⇒職業準備支援⇒就職・職場定着支援

※関係機関（ハローワーク、事業所（会社、職場）、福祉サービス事業所、医療機関、市役所、ご家族）と協力・連携して支援を行います。

対馬障害者就業・生活支援センター
（対馬市厳原町小浦96番地5）

電話0920-52-6911



②障害者相談員

障害のある方の身近な相談役として、身体障害者相談員と知的障害者相談員が活動しています。生活上の様々な相談や必要な制度を利用できるように支援を行っていますので、お気軽にご相談ください。

○相談員名簿（令和7年4月1日現在）

身体障害者相談員	知的障害者相談員
森谷 正文	鍵本 妙子
中山 里美	網代 恵利子
沖中 君雄	岡野 計政
阿比留 茂己	

※個別の連絡先は、対馬市福祉事務所福祉課（0920-58-1119）までお問合せください。

③窓口一覧

○対馬市役所 市民生活部 市民課
(対馬市厳原町国分1441番地) 電話0920-53-6111

○対馬市役所 市民生活部 美津島行政サービスセンター
(対馬市美津島町雞知甲550番地2) 電話0920-54-2271

○対馬市役所 中対馬振興部 住民生活課
(対馬市豊玉町仁位380番地) 電話0920-58-1111

○対馬市役所 中対馬振興部 峰行政サービスセンター
(対馬市峰町三根451番地) 電話0920-83-0301

○対馬市役所 上対馬振興部 上県行政サービスセンター
(対馬市上県町佐須奈甲567番地3) 電話0920-84-2311

○対馬市役所 上対馬振興部 住民生活課
(対馬市上対馬町比田勝575番地1) 電話0920-86-3112

○窓口センター
・豆酲窓口センター 電話0920-57-0001
(対馬市厳原町豆酲2697番地)

・佐須窓口センター 電話0920-56-1111
(対馬市厳原町小茂田713番地4)

・佐賀窓口センター 電話0920-82-0709
(対馬市峰町佐賀435番地イ)

・仁田窓口センター 電話0920-85-0001
(対馬市上県町檜滝493番地1)

